15　一株当たり情報	○	○	×
16　重要な後発事象	○	○	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×
18　その他	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

別記様式第二号別表⑧備考４中「あたっては、以下の要領に従って」を「当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて」に改め、同表備考４注１中「わたって」を「わたつて」に改め、同表備考４注２中「ものについては、記載を省略することができる」を「ものは、記載を要しない」に改め「会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載すること。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。」を削り、同表備考４注12中「注11」を「注17」に改め、同注を同表備考４注18とし、同表中備考４注11を備考４注17とし、同表備考４注９⑵の次に次のように加える。

株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

別記様式第二号別表⑧中備考４注９を備考４注15とし、備考４注８を備考４注14とし、同表備考４注７中「伴って」を「伴つて」に「行って」を「行つて」に改め、同注を同表備考４注11とし、同注の次に次のように加える。

注12　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

⑴　金融商品の状況

⑵　金融商品の時価等

注13　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

⑴　賃貸等不動産の状況

⑵　賃貸等不動産の時価

別記様式第二号別表⑧中備考４注６を備考４注10とし、同表備考４注５⑷中「行った」を「行つた」に「あっては」を「あつては」に改め、同注を同表備考４注９とし、同表中備考４注４を備考４注８とし、同表備考４注３⑶中「もって」を「もつて」に「あっては」を「あつては」に改め、同注⑷中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注⑹後段中「及び」を「又は」に改め、同注を同表備考４注７とし、同表備考４注２の次に次のように加える。

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　遡及適用をした場合（④又は⑤に該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

ロ　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

④　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額

ロ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ハ　前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

⑤　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

③　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額

④　前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該誤謬の内容

②　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

③　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

別記様式第二号別表⑭中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることができる。